

# 福井県腎友会 規約

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、福井県腎友会と称する。

(会の事務所)

第2条 本会の事務所を、次の住所地に置くものとする。

910-0012 福井市乾徳1丁目11-23

(目 的)

第3条 本会は、腎臓病患者並びに人工透析患者（HD、CAPD）、腎臓移植者並びに慢性腎臓病（CKD）患者の生活と福祉の向上を目的とする。

(事 業)

第4条 本会の目的達成のため、第1号から第6号を行なう。

- (1) 正しい医療知識の習得及び普及に努める。
- (2) 医療費の自己負担軽減と、公費負担の充実と継続を図る。
- (3) 治療と予防のため、医療体制の継続向上をめざす。
- (4) 患者相互の経験交流と親睦を図る。
- (5) 私たち腎臓病患者への理解と協力を深め、社会保障制度の充実に努める。
- (6) 本会の目的達成のため、上記以外の重要関連事項を行なう。

## 第2章 組 織

(会 員)

第5条 本会は、次の会員で組織する。

- (1) 会員は、本会の趣旨に賛同した第3条に示す患者等とする。また、(社団法人) 全国腎臓病協議会にも所属する。
- (2) 賛助会員は、本会の趣旨に賛同した個人又は企業および団体とする。

(支 部)

第6条 本会は、会員が所属する施設（病院・医院）を単位組織として支部と称する。

(友の会)

第7条 本会は、会員の希望に基づき、本会内にCAPD・腎移植者・HLAの各友の会を組織する。

## 第3章 機 関

(機 関)

第8条 本会に、次の機関を置くものとする。

- (1) 総 会
- (2) 役員会
- (3) 執行部会

(総 会)

第9条 総会は、本会の最高の協議・議決機関であって、年一回会長が召集する。

総会では、次の事項を協議・決定する。

- (1) 活動報告と決算報告及び会計監査報告の承認。
- (2) 活動方針及び活動計画と予算の決定。
- (3) 役員を選出。
- (4) 規約の改定。

(臨時総会)

第10条 会員の5分の1以上の要求があった場合、または、役員会が必要と認めた場合には、会長は臨時総会を開かなければならない。

(議決権)

第11条 総会は、委任状を含め会員の2分の1以上の出席によって成立する。

2. 会員は、1名につき1票の議決権を有し、出席者の過半数で可決する。

(議長団)

第12条 総会の議長団は、役員会の推薦を得て、総会の承認を得る。

(議決事項の通知)

第13条 総会における議決事項は、各会員に通知する。

(役員会)

第14条 役員会は、会長、副会長、会長代行、事務局長、同次長、相談役、組織部・企画部・広報部・青年部・女性部の各部長と次長、友の会会長と副会長及び各支部長（副支部長、会計を含む）をもって構成する。

2. 役員会は、必要に応じて開催し、会長が召集する。

3. 役員会は、次の事項を協議・決定する。

(1) 総会の議決事項。

(2) 執行部会が提案する議案。

(3) その他必要な事項。

(執行部会)

第15条 執行部会は、会長、副会長、会長代行、事務局長、事務局次長、組織部・企画部・広報部・青年部・女性部の各部長、友の会会長をもって構成する。

2. 執行部会は、必要に応じて開催し、会長が召集する。

3. 執行部会は、立案、協議し役員会に提案し、決定事項の執行にあたる。

(事務局)

第16条 本会に事務局を置くこと。

事務局は、事務局長、事務局次長・局員等をもって構成する。

2. 事務局は、会長の指導のもと総会、役員会、執行部会、三役会の業務および第1号から第4号を執行し、本会の活動に反映する。

(1) 事務全般ならびに会計業務を行なう。

(2) 各行事について、広報・啓発業務を行う。

(3) 事務所の管理ならびに運営にあたる。

(4) その他、必要な業務を行う。

(組織部)

第17条 本会に組織部を置く。

2. 組織部は、総会、役員会の方針に基づき、次の事項を執行し、本会の活動に反映する。

(1) 組織強化のため、会員の加入促進活動を強力に行う。

(2) 地区、支部と連携して会員の移動等を把握して組織維持と円滑な運営に努める。

(企画部)

第18条 本会に企画部を置くこと。

2. 企画部は、総会、役員会の方針に基づき、次の事項を執行し、本会の活動に反映する。

(1) 会員と家族の福利厚生活動を行う。

(2) 会員のQOL向上の為の活動を企画推進する。

(広報部)

第19条 本会に広報部を置くこと。

2. 広報部は、総会、役員会の方針に基づいて、会報「そらまめ」の編集・発行と、各行事の広報啓発活動を行い、本会の活動に反映させる。

(青年部)

第20条 本会に青年部を置くこと。

2. 青年部は、総会、役員会の方針に基づいて、青年会員の連携の強化と福祉向上活動を行う。

3. 50歳を上限とする青年は、本会入会により本会会員とともに、青年部員となる。

(女性部)

第21条 本会に女性部を置く。

2. 女性部は、総会、役員会の方針に基づき、次の事項を執行し、本会の活動に反映する。

(1) 女性会員の連携の強化と福利厚生活動を行う。

(友の会)

第22条 本会は、CAPD・腎移植者・HLAの各友の会を置く。

2. 友の会は、総会、役員会の方針に基づいて、それぞれの友の会の活動に反映させる。

## 第4章 役員

(役員)

第23条 本会の役員は、次のとおりとする。

会長	1名
会長代行	1名 (29条の事由の時)
副会長	8名 (総括1名、福井2名、他5地区一各1名)
事務局長	1名 次長 若干名
組織部長	1名 次長 2名
企画部長	1名 次長 2名
広報部長	1名 次長 2名
青年部長	1名 次長 2名
女性部長	1名 次長 2名
CAPD友の会会長	1名 副会長 2名
腎移植者友の会会長	1名 副会長 2名
HLA友の会会長	1名 副会長 2名
支部長	各支部より 1名
相談役	4名
会計監査役	2名

(役員・支部長等の選出方法)

第24条 役員は、会員の中から役員会の推薦に基づき、総会において選出する。

2. 次年度役員の出候補および推薦は、会長：12月1日～10日、に他役員：2月1日～10日に受付けるものとする。

各支部長は、各支部より選出する。

(相談役)

第25条 本会に、相談役を置くことができる。

相談役は、役員会に対し意見を述べることができる。

相談役は、役員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。

(顧問)

第26条 本会に、顧問を置くことができる。

顧問は、本会の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

顧問は、役員会の推薦に基づき会長が委嘱する。

(名誉会長)

第27条 初代会長並びに永年に亘り会長就任された方を、その功績を讃え名誉会長とする。

(任期)

第28条 役員の任期は、会長は3年、他の役員は1年とし、委嘱状を発行する。

但し、再任をさまたげない。

2. 新役員が選出されるまでは、引き続き職務を担当する。

(役員の仕事)

第29条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し会務を総括すること。

(2) 会長代行は、会長に不都合がある場合、会長が任命し、その仕事を代行する。

(3) 副会長は、会長を補佐し、会専門部を担当する。

また地区腎友会会長を兼ねる事が出来る。

(4) 事務局長は、事務局業務を総括する。

(5) 組織・企画・広報及び青年・女性部長は、第17条～21条の仕事を執行する。

(6) 友の会会長は、第21条の任務を執行する。

(7) 支部長は、支部を代表し総括する。

## 第5章 会 計

(会 費)

第30条 本会の会費は、次のとおりとする。

(1) 会員は、月額500円とする。なお、その内の150円は全腎協への分担金とする。

(2) 会費は、前期と後期に各3,000円、または1年分として6,000円とする。  
なお、途中入会者は月割とすることができる。

(3) 賛助会員は、年間会費として、個人は 一口1,000円、  
企業団体は 一口5,000円とする。

(寄 附)

第31条 本会は、寄附(協力金)等をもって活動資金とする事ができる。

(会計年度)

第32条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までの年1期とする。

(会計報告)

第33条 本会の会計報告は、年1回、年度末に収支決算書を作成し、会計監査を受け役員会の承認に基づき、総会において報告し、承認を受ける。

(会計後の保管)

第34条 本会の会計書類は、会計年度後も5年間保管しておかなければならない。

## 第6章 会計監査

(会計監査)

第35条 本会に会計監査役を置く。

2. 会計監査役は、毎年5月末までに会計監査を実施する。

その結果に基づき役員会の承諾の上、総会において報告し、承認を受ける。

## 第7章 慶 弔

(会員の慶弔)

第36条 会員の慶事・弔事は、次のとおりとする。

(1) 結婚祝は 10,000円を贈ること。

(2) 出産祝は 10,000円を贈ること。

(3) 成人祝は 5,000円を贈ること。

(4) 香典(会員)は 5,000円を贈ること。

(5) 香典(顧問等)は 5,000円を贈ること。

(6) 花輪(生花)は 現県役員に贈ることができる。

その他については、会長または三役会において決定する。

(長期透析・移植者の表彰)

第37条 長期の透析者、腎移植者を表彰する。

その該当者は、満10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年・45年・50年を経過していること。

(表 彰)

第38条 会員および支部腎友会の特別功勞に対して、特別功勞賞等を贈呈することができる。

特段の協力者に対して、感謝状等を贈呈することができる。

## 第8章 規約の改正

(規約の改定および廃止)

第39条 規約の改定および廃止は、総会において委任状を含め、出席会員の過半数をもって決しなければならない。

## 第9章 附 則

(細 則)

第40条 細則は本会の規約に基づき作成し、役員会の承認を得るものとする。

(施 行)

第41条 この規約は、昭和48年4月25日から施行する。

(以下、改定日のみの表記とする)

昭和54年4月28日 / 昭和57年4月25日 / 昭和58年5月22日

昭和61年4月20日 / 平成5年4月25日 / 平成6年4月24日

平成9年6月8日 / 平成11年6月20日 / 平成12年6月4日

平成13年6月17日 / 平成15年6月22日 / 平成16年6月27日

平成19年7月1日 / 平成21年7月5日 / 平成22年7月11日

平成23年6月5日 / 平成24年6月10日